

令和5年1月12日
令和5年2月1日 追記

令和4年度松前町エネルギー価格 高騰対策中小企業者応援金の概要



申請書類等は、町のホームページよりダウンロードできますので、左記2次元バーコードよりご確認ください。

【問合せ先】

松前町産業建設部産業課商工水産観光係
〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地
TEL : 089-985-4120 FAX : 089-985-4148
E-mail : 212syoko@town.masaki.ehime.jp

1 応援金の概要

1-1 目的

エネルギー価格等の高騰の影響を受けながらも事業を継続する中小企業者に対し、事業経営への影響を緩和し、事業の継続を図ることを目的に、予算の範囲内において松前町エネルギー価格高騰対策中小企業者応援金を給付します。

1-2 応援金の申請期間

令和5年**1月12日（木）**～令和5年**3月20日（月）**

1-3 応援金の額

応援金 = (A+B) × n/2 × 2/3 （千円未満は切捨て） <上限金額：40万円>

A…令和4年1月から同年10月までの間のいずれかの連続する2カ月に購入した原油燃料の購入量（リットル）×25円（1円未満は切捨て）※ただし、令和4年10月に事業を開始した方は、10月の購入量の2倍の数量×25円となりますので御注意ください。

B…令和4年1月から同年10月までの間のいずれかの連続する2カ月に使用した電気量（キロワットアワー）×2.5円（1円未満は切捨て）※ただし、令和4年10月に事業を開始した方は、10月の使用量の2倍の数量×2.5円となりますので御注意ください。

n…令和4年1月～10月の間の事業操業月数

1-4 対象要件

- ✓ 今後も事業を継続する意思があること
- ✓ 次の要件のいずれかに該当していること
 - ① **令和4年1月から同年10月までの間のいずれかの連続する2カ月に事業の用に供するために購入したガソリン、軽油、重油又は灯油の購入量が300リットル以上であること。（令和4年10月に事業を開始した場合は、150リットル以上であること。）**
 - ② **令和4年1月から同年10月までの間のいずれかの連続する2カ月に事業の用に供した電気の使用量が3,000キロワットアワー以上であること。（令和4年10月に事業を開始した場合は、1,500キロワットアワー以上であること。）**
- ✓ 令和3年分の所得税又は法人税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者は住民税の申告書）を提出していること。
- ✓ **愛媛県医療・福祉版応援金の支給対象者でないこと**

2 給付対象者①

2-1 給付対象者となる事業者の範囲

次に該当の事業者が対象です。

- ✓ **中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項**に規定する中小企業者

参考：中小企業信用保険法に定める中小企業者の定義

業種	中小企業者 ※資本金、従業員数の一方が下記の場合	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

【補助対象者となり得る例】

株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社、協同組合 など

【補助対象外となる例】

農業者、漁業者、社団法人、財団法人、非営利活動法人、学校法人、社会福祉法人、公益法人、宗教法人、政治団体 など

2 給付対象者②

2-2 給付対象事項

給付対象者については、「2-1給付対象者となる事業者の範囲」に該当する事業者であって、以下の対象事項を満たし、対象外の事項に該当しないことが必要です。

対象

- 【法人（会社）】
- ✓ **町内に本店（登記上の所在地）**を置いていること
- 【法人（会社以外）】
- ✓ **町内に主たる事務所**を置いていること
- 【個人】
- ✓ **町内に本店**を置いていること又は**町内に住所（住民基本台帳上の住所）**を有していること

対象外

- ✓ 町税を滞納している者
- ✓ この応援金と同種の応援金等の給付を受けている者
- ✓ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員関係者
- ✓ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業（同項第1号に規定する営業のうち料理店において行う営業及び同項第5号に規定する営業を除く。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- ✓ 上記のほか、応援金の目的に照らして適当でないと認められる者

3 申請書類

	書類	法人	個人
①	【様式第1号】エネルギー価格高騰対策中小企業者応援金給付申請書兼請求書	必要	必要
②	令和3年分の法人税の確定申告書・法人事業概況説明書の控えの写し	必要	不要
③	令和3年分の所得税の確定申告書・所得税青色申告決算書（収支内訳書）の控えの写し（所得税の確定申告書の提出義務のない者は「確定申告書」→「住民税の申告書」）	不要	必要
④	<p>令和4年1月～同年10月のいずれかの連続する2カ月に事業の用に供するために購入した原油燃料の購入量及び事業の用に供した電気使用量が分かる書類、これらの支払を証する書類</p> <p>【原油燃料の購入量を証する書類の例】納品書、請求書 など</p> <p>【電気使用量を証する書類の例】電気使用量のお知らせ、電気料金等明細書 など</p> <p>【支払いを証する書類の例】領収書、引落しの明細が分かる通帳の写し など</p> <p><注意> 電気の使用期間が2カ月にまたがっている場合は、日数の多い月の証拠書類となります。 （例：電気使用量が分かる書類の使用期間が「令和4年5月22日～令和4年6月21日」の場合、5月は10日間、6月は21日間であるため、6月分の証拠書類となります。）</p>	必要	必要
⑤	【様式第2号】応援金額算定書	必要	必要
⑥	【様式第3号】納税状況確認同意書	必要	必要
⑦	口座振替依頼書（既に町へ口座登録がある者は不要）	必要	必要
⑧	<p>※令和4年1月1日から同年10月31日までの間に開業（設立）した者</p> <p>法人：履歴事項全部証明書の写し（申請日より3か月以内に発行されたもの）</p> <p>個人：開業・廃業等届出書の写し（事業の開始日が確認できる書類）</p>	原則：不要 要件に該当の場合のみ必要	原則：不要 要件に該当の場合のみ必要

※ その他申請要件確認のため必要な書類がある場合は、個別に依頼いたします。

4 応援金額の算定方法

基本算定式： $(A+B) \times n/2 \times 2/3$

4-1 令和3年以前に事業開始の場合

- A…令和4年1月～10月のいずれかの連続する2カ月に購入した原油燃料の購入量（リットル）×25（1円未満は切捨て）
B…令和4年1月～10月のいずれかの連続する2カ月に使用した電気の使用量（キロアットアワー）×2.5（1円未満は切捨て）
n…令和4年1月～10月の間の事業操業月数（10ヵ月）

$$\text{応援金額} = (A+B) \times 10/2 \times 2/3$$

(例)

A	30,000円
B	21,250円

【応援金額の算定】

$$(30,000円 + 21,250円) \times 10/2 \times 2/3 = 170,833.333\dots$$

応援金額 **170,000円**（千円未満切捨て）

4-2 令和4年1月～9月に事業開始の場合

- A…令和4年1月～10月のいずれかの連続する2カ月に購入した原油燃料の購入量（リットル）×25（1円未満は切捨て）
B…令和4年1月～10月のいずれかの連続する2カ月に使用した電気の使用量（キロアットアワー）×2.5（1円未満は切捨て）
n…令和4年1月～10月の間の事業操業月数（例：7月に事業を開始した場合、7月・8月・9月・10月は操業しているため4ヵ月となる。）

$$\text{応援金額} = (A+B) \times n/2 \times 2/3$$

(例)

A	30,000円
B	21,250円

【応援金額の算定】 令和4年9月事業開始の場合の算定例(n=2)

$$(30,000円 + 21,250円) \times 2/2 \times 2/3 = 34,166.666\dots$$

応援金額 **34,000円**（千円未満切捨て）

4-3 令和4年10月に事業開始の場合

- A…令和4年10月に購入した原油燃料の購入量（リットル）×2×25（1円未満は切捨て）
B…令和4年10月に使用した電気の使用量（キロアットアワー）×2×2.5（1円未満は切捨て）
n…令和4年1月～10月の間の事業操業月数（1ヵ月）

$$\text{応援金額} = (A+B) \times 1/2 \times 2/3$$

(例)

A	35,000円
B	22,500円

【応援金額の算定】

$$(35,000円 + 22,500円) \times 1/2 \times 2/3 = 19,166.666\dots$$

応援金額 **19,000円**（千円未満切捨て）

5 タクシーや運送業者などLPガスをガソリン等の代わりに使用している方へ

R5.2.1 追加

5-1 概要

ガソリン等の代わりに、車両等の動力としてLPガスを購入し、使用している場合は、その購入量を応援金の算定項目に追加することといたしました。

5-2 応援金額の算定方法

応援金 = (A+B+C) × n/2 × 2/3 (千円未満は切捨て) <上限金額: 40万円>

A…令和4年1月から同年10月までの間のいずれかの連続する2カ月に購入した原油燃料の購入量(リットル) × 25円 (1円未満は切捨て) ※ただし、令和4年10月に事業を開始した方は、10月の購入量の2倍の数量×25円となりますので御注意ください。

B…令和4年1月から同年10月までの間のいずれかの連続する2カ月に使用した電気量(キロワットアワー) × 2.5円 (1円未満は切捨て) ※ただし、令和4年10月に事業を開始した方は、10月の使用量の2倍の数量×2.5円となりますので御注意ください。

C…令和4年1月から同年10月までの間のいずれかの連続する2カ月に動力として事業の用に供するために購入したLPガスの購入量(リットル) × 2.5円 (1円未満は切捨て) ※ただし、令和4年10月に事業を開始した方は、10月の購入量の2倍の数量×2.5円となりますので御注意ください。

n…令和4年1月～10月の間の事業操業月数

5-3 対象要件

✓ 次の要件のいずれかに該当していること

- ① 令和4年1月から同年10月までの間のいずれかの連続する2カ月に事業の用に供するために購入したガソリン、軽油、重油又は灯油の購入量が300リットル以上であること。(令和4年10月に事業を開始した場合は、150リットル以上であること。)
- ② 令和4年1月から同年10月までの間のいずれかの連続する2カ月に事業の用に供した電気の使用量が3,000キロワットアワー以上であること。(令和4年10月に事業を開始した場合は、1,500キロワットアワー以上であること。)
- ③ 令和4年1月から同年10月までの間のいずれかの連続する2カ月に動力として事業の用に供するために購入したLPガスの購入量が3,000リットル以上であること。(令和4年10月に事業を開始した場合は、1,500リットル以上であること。)

※根拠書類として、LPガスの購入量が分かる書類(納品書など)とその支払を証する書類(領収書など)を提出いただきます。

6 留意事項

6-1 給付決定について

応援金の給付決定は、口座振替通知書の送付をもって決定通知に代えさせていただきます。

6-2 追加書類の提出依頼及び申請内容の確認

申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合は、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、申請内容の確認や説明を求めるために連絡を行うことがあります。申請書には必ず、日中（8時30分～17時15分）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。

なお、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、応援金の給付を受ける意思がないものと判断し、申請を却下する場合があります。

6-3 検査・報告等

応援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象要件の確認のため、検査の実施や報告等を求めることがあります。

6-4 個人情報の取り扱い

申請書類に記載された情報は、応援金の審査・給付に関する事務に限り使用し、他の目的には使用しません。